

一般財団法人 西南一粒の麦基金  
賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、当財団の賛助会員について定める。

(会員)

第2条 賛助会員は、以下のとおりとする。

- (1) 個人会員 当財団の目的、事業に賛同する個人
- (2) 団体会員 当財団の目的、事業に賛同する法人その他の団体

2 所定の賛助会員申込書を提出し、理事長の承認を得ることにより会員となる。

(会員資格期間)

第3条 会員としての資格は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 期間満了の1か月前までに、継続しない申し出がない場合、資格期間を自動継続する。

3 会員資格の発効日は、以下の通りとする。

- (1) 1月から3月に理事長の承認を得た会員は4月1日とする
- (2) 4月から12月に承認を得た会員は、承認を受けた日とする。

4 前項(2)の会員の期間満了も3月31日とする。

(会費)

第4条 第2条に定める会員は、第3条の資格期間の会費として以下の会費を納める

- (1) 個人会員 1口3,000円とし、1口以上を納入する
- (2) 団体会員 1口3,000円とし、2口以上を納入する

2 会費は第3条3項(2)の会員も、前項のとおりとする

3 第3条の期間満了の1ヶ月前までに会費口数の変更の申し出がない場合、次の期間も同じ口数とする。

4 会費は、当財団からの請求書により、請求書を発行した日の属する月の翌々月末までに指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

5 振込受領書をもって、領収書とし、当財団から領収書は発行しない。

6 既納の会費は、事由の如何を問わず、返還しない

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次のいずれかに該当するときは、会員資格を失う。

- (1) 会費を期限までに納入せず、催促後6カ月以内に納入されないとき
- (2) 退会したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第6条 会員は、退会届を理事長に提出することで退会できる。

2 前項にかかわらず、個人会員が死亡したとき、団体会員の法人、団体が解散したときは退会となる

3 その他賛助会員としての継続が困難であると理事会で承認した場合は退会となる。

(除名)

第7条 次のいずれかに該当する場合、理事会の決議により除名することができる

- (1) 当財団の名誉を傷つける、損害を負わせる行為をしたとき
- (2) その他当財団の賛助会員として相応しくないと判断されるとき

2 当財団が損害を受けた場合、その損害賠償を請求することができる

(報告)

第8条 賛助会員の入会、退会等状況について、理事会に報告するものとする

(会員特典)

第9条 当財団は、賛助会員に対し、以下のサービス、特典を与える

- (1) 当財団ホームページへの賛助会員としての掲載
- (2) 会員のもつホームページへの当財団ホームページからのリンク
- (3) 会員の名刺、ホームページ、その他印刷物等への当財団の賛助会員であることの掲載了承
- (4) 当財団の活動に関する情報提供
- (5) 当財団の活動の見学

2 前項(1)(2)については、会員が希望しない場合は行わない。

(規則の改廃)

第10条 この規則は、理事会の承認により改廃できる。

付則

この規則は、2019年4月1日より施行する